

<パワーフレックス規約集>

■2026 年 8 月 17 日(月)よりパワーフレックス規約集を以下のとおり改定いたします。

■改定日:2026 年 8 月 17 日

■改定規定

- ・パワーフレックス取引共通規定
- ・パワーフレックス口座円貨預金規定
- ・パワーフレックス口座外貨預金規定
- ・パワーコール規定(パワーフレックス用)
- ・パワーフレックスキャッシュカード規定
- ・振込規定(個人用)
- ・ことら送金サービス利用規定

■変更・追加(削除)する文言は**朱書き**

パワーフレックス取引共通規定

改定前	改定後
1. パワーフレックス取引 (1) ⑥キャッシュカード 当行が発行したキャッシュカードを使用し現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。)等を利用する当行所定のサービス、取引を取扱います。なお、当行本支店でこの取引を利用される場合は、このキャッシュカード(以下「カード」といいます。)を窓口に提出していただきます。	1. パワーフレックス取引 (1) ⑥キャッシュカード等 当行が発行したキャッシュカードまたはキャッシュカードに代わり当行が提供するスマートフォン向けのアプリケーション「SBI 新生銀行アプリ」を使用し現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。)等を利用する当行所定のサービス、取引を取扱います。なお、当行本支店でこの取引を利用される場合は、このキャッシュカードを窓口に提出していただきます。

パワーフレックス口座円貨預金規定

改定前	改定後
I.【普通預金】 1. 普通預金の払戻し (2)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ当行が発行したパワーフレックスキャッシュカード（以下「カード」といいます。）とともに提出してください。ただし、当行所定の他の手続きによるときはこの限りではなく、当該手続きにかかる規定によるものとします。 (5)当行本支店窓口での現金の預入れおよび払戻しは、当行所定の場合に限り受け付けます。小切手その他の証券類の預入れおよび払戻しはお取扱いいたしません。	I.【普通預金】 1. 普通預金の払戻し (2)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえキャッシュカードとともに提出してください。ただし、当行所定の他の手続きによるときはこの限りではなく、当該手続きにかかる規定によるものとします。 (5)現金の預入れおよび払戻しは、当行所定の本支店の窓口にて、当行所定の場合に限り受け付けます。小切手その他の証券類の預入れおよび払戻しはお取扱いいたしません。
Ⅲ.【特別預金】 1. 払戻し (2)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ当行が発行したパワーフレックスキャッシュカード（以下「カード」といいます。）とともに提出してください。ただし、当行所定の他の手続きによるときはこの限りではなく、当該手続きにかかる規定によるものとします。	Ⅲ.【特別預金】 1. 払戻し (2)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえキャッシュカードとともに提出してください。ただし、当行所定の他の手続きによるときはこの限りではなく、当該手続きにかかる規定によるものとします。

パワーフレックス口座外貨預金規定

改定前	改定後
Ⅱ.【外貨普通預金】 4. 払戻し (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、パワーフレックスキャッシュカード（以下「カード」といいます。）とともに提出してください。ただし、当行所定の他の手続きによるときはこの限りではなく、当該手続きにかかる規定によるものとします。	Ⅱ.【外貨普通預金】 4. 払戻し (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に必要事項を記入し、届出の印章（または署名）により記名・押印（または署名）のうえ、キャッシュカードとともに提出してください。ただし、当行所定の他の手続きによるときはこの限りではなく、当該手続きにかかる規定によるものとします。
4. 払戻し (2)払戻金の支払いは、お客さまのご指定により、次のいずれかの方法により行います。 ①日本円現金 ②お客さまのパワーフレックス口座における円普通預金または同一通貨の外貨定期預金への振替 ③当行所定の外貨間取引対象通貨の場合、お客さまのパワーフレックス口座における他の外貨間取引対象通貨の普通預金への振替 ④国内の金融機関にある口座への送金（ただし、当行所定の通貨に限ります。） ⑤証券会社にあるお客さまの口座への資金振替（ただし、当行所定の通貨に限ります。） ⑥その他当行所定の方法	4. 払戻し (2)払戻金の支払いは、お客さまのご指定により、次のいずれかの方法により行います。 ①日本円現金（一部店舗では、日本円現金での払戻しには対応しておりませんので、ご注意ください。） ②お客さまのパワーフレックス口座における円普通預金または同一通貨の外貨定期預金への振替 ③当行所定の外貨間取引対象通貨の場合、お客さまのパワーフレックス口座における他の外貨間取引対象通貨の普通預金への振替 ④国内の金融機関にある口座への送金（ただし、当行所定の通貨に限ります。） ⑤証券会社にあるお客さまの口座への資金振替（ただし、当行所定の通貨に限ります。） ⑥その他当行所定の方法

パワーコール規定(パワーフレックス用)

改定前	改定後
1. 本サービス内容 (2) 変更手続き サービス利用者の住所または電話番号に変更がある場合や当行および提携先の現金自動預入払出兼用機および現金自動支払機による1日あたりの払戻し限度額の変更をする場合など当行所定の変更手続きを受け付けるサービス。	1. 本サービス内容 (2) 変更手続き サービス利用者の住所または電話番号に変更がある場合や現金自動預入払出兼用機による1日あたりの払戻し限度額の変更をする場合など当行所定の変更手続きを受け付けるサービス。

パワーフレックスキャッシュカード規定

改定前	改定後
前文 この規定は、当行が発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。）によるパワーフレックス取引についての当行の取扱いを記載したものです。この規定では、パワーフレックス口座の円普通預金を「普通預金」といいます。	前文 この規定は、当行が発行するキャッシュカード（以下「カード」といいます。）、またはカードに代わり当行が提供するスマートフォン向けのアプリケーション「SBI 新生銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といい、「カード」および「本アプリ」をあわせて「カード等」といいます。）を用いたパワーフレックス取引についての当行の取扱いを記載したものです。この規定では、パワーフレックス口座の円普通預金を「普通預金」といいます。
1. カードの利用 カードは、パワーフレックス口座（以下「この口座」といいます。）について、次の各号の場合に利用することができます。 ①当行の現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金の預入れをする場合。 ②当行がATMおよび現金自動支払機（現金支払をする場合にはATMを含めて以下「支払機」といいます。）による現金預入・支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）のATMを使用して普通預金の預入れをする場合。 ③当行および提携先の支払機を使用して普通預金の払戻しをする場合。 ④その他当行所定の取引をする場合。	1. カード等の利用 (1)カード等は、パワーフレックス口座（以下「この口座」といいます。）について、次の各号の場合に利用することができます。 ①当行が現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」といいます。）による現金預入・支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）のATMを使用して普通預金の預入れをする場合。 ②提携先のATMを使用して普通預金の払戻しをする場合。 ③その他当行所定の取引をする場合。
（新設）	(2)本アプリを用いて前項各号の取引を行うことができるのは、「パワーダイレクト取引規定」第8条に従い認証登録済みのスマホ認証端末に限られます。また、本アプリによる利用は、当行が指定する提携先のATMに限られます。本アプリの利用については、「パワーダイレクト取引規定」第8条ないし第10条の定めを準用するものとします。
2. ATMによる普通預金の預入れ (1)ATMを使用して普通預金の預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。	2. ATMによる普通預金の預入れ (1)ATMを使用して普通預金の預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、または、ATMおよび本アプリの画面表示等の操作手順に従って本アプリを利用して現金を投入して操作してください。
3. 支払機による普通預金の払戻し (1)支払機を使用して普通預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。	3. ATMによる普通預金の払戻し (1)ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従ってATMにカードを挿入し、または、ATMおよび本アプリの画面表示等の操作手順に従って本アプリを利用して、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
(2)支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。なお、一定期間あたりの払戻しの回数は当行所定の回数以内とし、この制限を超える場合には、ATMおよび支払機におけるカードの利用を停止することがあります。	(2)ATMによる払戻しは、ATMの機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。なお、一定期間あたりの払戻しの回数は当行所定の回数以内とし、この制限を超える場合には、カード等によるATMの利用を停止することがあります。
4. 自動機利用手数料 (1)支払機を使用して普通預金の払戻しをする場合には、店頭表示の当行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。	4. ATM利用手数料 (1)ATMを使用して普通預金の払戻しをする場合には、店頭表示の当行および提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただきます。

5. ATM・支払機故障時等の取扱い (1) 停電、故障等によりATMによる入金ができない場合には、窓口営業時間内にかぎり、当行国内本支店の窓口でカードにより入金を行うことができます。	5. ATM故障時等の取扱い (1) 停電、故障等によりATMによる入金ができない場合には、当行所定の国内本支店窓口において当該窓口の営業時間内にかぎり、カードにより入金を行うことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできませんので、ご注意ください。
(2) 停電、故障等により当行の支払機による払戻しができない場合には、窓口営業時間内にかぎり、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内店舗の窓口でカードにより払戻しを行うことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。	(2) 停電、故障等によりATMによる払戻しができない場合には、当行所定の国内本支店窓口において当該窓口の営業時間内にかぎり、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、カードにより払戻しを行うことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできませんので、ご注意ください。
6. カード・暗証番号の管理等 (1) 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ普通預金の払戻しを行います。	6. カード・暗証番号の管理等 (1) 当行は、カードによる利用の場合はATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、本アプリによる利用の場合は使用されたスマホ認証端末において生体認証が完了していること、加えて入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ普通預金の払戻しを行います。
(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、または支払機の設置場所において強迫によりカードを使用して現金を引き出すこと(以下「喝取」といいます。)による被害にあった場合には、当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号を通じて接続される電話センターに申し出るなどすみやかに通知してください。この通知を受けたときは、喝取の被害にあった場合を除き、直ちにパワーフレックス取引共通規定8(2)に定める普通預金の払戻し停止などの措置を講じます。	(2) カード等(本アプリをインストールしたスマホ認証端末ならびに当該端末に登録した生体情報およびパスコードを含む。以下本条乃至第8条において同じ。)は他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カード等が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、またはATMの設置場所において強迫によりカード等を使用して現金を引き出すこと(以下「喝取」といいます。)による被害にあった場合には、当行が「パワーコール」という名称で表記する電話番号を通じて接続される電話センターに申し出るなどすみやかに通知してください。この通知を受けたときは、直ちにパワーフレックス取引共通規定8(2)に定める普通預金の払戻し停止などの措置を講じます。
(3) カードの盗難にあった場合または喝取の被害にあった場合には、第2項に定める通知のほか、当行所定の届出書を当行に提出してください。	(3) カード等の盗難等にあった場合または喝取の被害にあった場合には、第2項に定める通知のほか、当行所定の届出書を当行に提出してください。
(新設)	(4) 本アプリをインストールしたスマホ認証端末にて所定の回数にわたり生体認証またはパスコード認証による本人確認ができなかった場合、当該端末の設定により、本アプリを用いてのATMによる取引の全部または一部の利用が制限されます。
7. 偽造カード等による払戻し等 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していただきます。	7. 偽造カード等による払戻し等 他人による偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、当行所定の書類を提出し、カード等および暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していただきます。
8. 盗難カードによる払戻し等 (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正利用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること	8. 盗難カードによる払戻し等 (1) カードもしくは本アプリをインストールしたスマホ認証端末の盗難または当該端末に登録した生体情報もしくはパスコードの盗用により、他人に当該カード等を不正利用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 ① 盗難、盗用等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

8. 盗難カードによる払戻し等 (4) ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合	8. 盗難カードによる払戻し等 (4) ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカード等の不正利用にあった場合
9. 喝取による被害 (1)喝取により本人が被った損害については、次の各号のすべてに該当する場合、当行は、本人の請求により、カード1枚あたり50万円を限度として、その損害の額に相当する金額を補てんすることができるものとします。 ①喝取の被害にあつてからすみやかに、当行への通知が行われていること ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることを確認できるものを示していること	9. 喝取による被害 (1)喝取により本人が被った損害については、次の各号のすべてに該当する場合、当行は、本人の請求により、当該喝取事案 1 件あたり50万円を限度として、その損害の額に相当する金額を補てんすることができるものとします。 ①喝取の被害にあつてからすみやかに、当行への通知が行われていること ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることを確認できるものを示していること
10. ATM・支払機への誤入力等 ATM・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATM・支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。	10. ATMへの誤入力等 ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。提携先の責任についても同様とします。
11. 解約等 (1)この口座を解約する場合は、当行所定の書式にて当行に届出たうえで、カードを返却してください。なお、パワーフレックス取引共通規定など別の規定により、この口座が解約された場合にも同様に返却してください。	11. 解約等 (1)カード等の改ざん、不正使用など当行がカード等の利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしただちにカードを当行に返却してください。
(2)カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしただちにカードを当行に返却してください。	(2)次の場合には、カード等の利用を停止することがあります。この場合、当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①このカード等を譲渡、質入または貸与した場合 ②この口座に関し、最終の入金または払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 ③カード等が偽造、盗難、紛失、盗用等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。 ①このカードを譲渡、質入または貸与した場合 ②この口座に関し、最終の入金または払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合 ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合	(削除)
13. 規定の準用 この規定に定めのない事項については、当行の「パワーフレックス取引共通規定」および「パワーフレックス口座円貨預金規定」により取扱います。	13. 規定の準用 この規定に定めのない事項については、当行の「パワーフレックス取引共通規定」、「パワーフレックス口座円貨預金規定」および「パワーダイレクト取引規定」により取扱います。

振込規定(個人用)

改定前	改定後
7. (組戻し) (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	7. (組戻し) (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。一部店舗では、現金での返却には対応しておりませんので、ご注意ください。

ことら送金サービス利用規定

改定前	改定後
2.(対象取引等) (3)第1項の規定にかかわらず、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」(2026年5月11日開始予定)に関する事項については、「特定用途送金に関するご留意事項」(https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_ryuui.pdf。以下「ご留意事項」といいます。)に定めるとおりとします。なお、「特定用途送金」とは、ご留意事項2.(対象取引等)に定める用途(義援金、支援金および救援金にかかる寄付)で、対象法人・団体の要件を満たすものとして別途指定する資金移動アカウント(以下「特定用途送金対象アカウント」といいます。)に対して実施されることら送金をいいます。 ※特定用途送金の概要、特定用途送金対象アカウントにつきましては、株式会社ことらのウェブサイトをご参照ください。	2.(対象取引等) (3)第1項の規定にかかわらず、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」に関する事項については、「特定用途送金に関するご留意事項」(https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_ryuui.pdf。以下「ご留意事項」といいます。)に定めるとおりとします。なお、「特定用途送金」とは、ご留意事項2(. 対象取引等)に定める用途(義援金、支援金および救援金にかかる寄付)で、対象法人・団体の要件を満たすものとして別途指定する資金移動アカウント(以下「特定用途送金対象アカウント」といいます。)に対して実施されることら送金をいいます。 ※特定用途送金の概要、特定用途送金対象アカウントにつきましては、株式会社ことらのウェブサイトをご参照ください。